

橿原市

企業立地促進 優遇制度



橿原市

橿原市の企業立地優遇制度

橿原市は「橿原市企業立地促進奨励金交付要綱」を制定し、平成24年4月1日から、新たな奨励金交付制度をはじめました。地域経済活性化のために、橿原市内への企業立地と事業規模の拡大を促進して、産業振興と雇用促進を支援する、橿原市独自の優遇制度です。

橿原市は、奈良県のほぼ中央に位置し、本市域内に大和三山（香具山・畝傍山・耳成山）があり、その中央には我が国初の本格的な都城であった藤原宮跡があります。ほかにも、市内に歴史的文化遺産が多数点在しています。

道路網では、国道24号線・165号線・166号線・169号線、本市内を東西に通る中和幹線等があり、大阪からは約40分、京都からは約1時間、関西国際空港からは約1時間、名古屋からは約2時間と交通の便も良く、交通の要衝となっています。

また、大阪南部を結ぶ「南阪奈道路」や、南阪奈道路と接続する「大和高田バイパス」や、奈良県を南北に縦断する「京奈和自動車道」などの道路整備が進むことによって、中南和の拠点都市として、さらに都市機能が充実し、大阪・京都・和歌山などへのアクセスがますます便利になります。



橿原市企業立地促進奨励金交付制度の概要

【奨励金の種類】

- 事業所等設置奨励金
- 雇用促進奨励金

【対象事業所】

- 製造業(全般)別記*
- 宿泊施設(旅館・ホテル)

【対象施設】

- ・新 設…指定地域内に事業所等を有しない事業者が、指定地域内に新たに事業所等を建築すること。
- ・増 設…指定地域内に事業所等を有する事業者が、事業規模を拡大する目的で、当該事業所等を増築し、または当該事業所等の立地場所を変えることなくその全部を改築し、もしくは既存の事業所等とは別に指定地域内に新たに事業所等を建築すること。
- ・移 転…指定地域内に事業所等を有する事業者が、既存の事業所等を廃止して、新たに事業所等を指定地域内の別の場所に建築すること。

【交付要件】

- 投下固定資産額(土地を除く、家屋の建築および償却資産の取得に要した費用の総額)が、3,000万円以上であること。
- 奈良県生活環境保全条例その他の法令の規定を遵守し、公害等の発生防止の措置がなされ、周辺環境に十分配慮される事業者であること。
- 橿原市に納付すべき市税の滞納がないこと。
- 宿泊施設は、宿泊施設の営業の内容が風俗営業等の規制および業務の適正化等に関する法律第2条第6項第4号に規定する営業に該当しないこと。

※会社法第2条第1項第4号に規定する親会社と同項第3号に規定する子会社が共同で、奨励金の交付の対象となる事業所等を設置する場合は、当該親会社と子会社とを併せて一つの事業者とみなします。



京奈和自動車道「橿原・大和高田IC」付近

事業所等設置奨励金

奨励金の交付は、指定地域における事業所等の操業開始日以後、初めて当該事業所等に係る固定資産税が賦課された年度の翌年度から3年間交付します。

●交付金額

①1回目の交付額

- ・1回目申請年度の前年度に賦課された固定資産税相当額(家屋・償却資産100%)

②2回目の交付額

- ・2回目申請年度の前年度に賦課された固定資産税相当額(家屋・償却資産100%)

③3回目の交付額

- ・3回目申請年度の前年度に賦課された固定資産税相当額(家屋・償却資産100%)



梶原市観光PRキャラクター
さららちゃん

【事業所等設置奨励金を受けようとするとき】

※様式は、梶原市ホームページからダウンロードできます。

●事業計画書の提出

事業所等の工事着工までに、次の書類を提出。

必要なもの

- ・梶原市企業立地促進事業(変更)計画書(様式第1号)
- ・企業概要調書(様式第2号)
- ・定款または規約の写し(個人の場合は、規約等事業概要の分かるもの。)
- ・事業所等に係る位置図および配置図
- ・建築基準法第6条第1項の規定による確認済証の写し
- ・企業・事業所等の案内書または概要書、その他取扱商品やサービス内容が確認できる書面
- ・提出時の直近の決算期における決算書、損益計算書および貸借対照表(個人の場合は、所得税青色申告決算書等。)
- ・個人情報の取扱いに関する同意書(様式第3号)
- ・公害の防止に関する計画書

●操業開始届出書の提出

操業開始日から30日以内に、次の書類を提出。

必要なもの

- ・操業開始届出書(様式第5号)
- ・法人の登記事項証明書(個人事業主の場合は、住民票の写し。)
- ・建築基準法第7条第5項および同法第7条の2第5項の規定による検査済証の写し
- ・事業所等設置奨励金の対象となる家屋に係る登記事項証明書
- ・事業所等設置奨励金の対象となる家屋の建築の経過が分かる写真

●事業所等設置奨励金交付申請書の提出

必要なもの

- ・梶原市事業所等設置奨励金交付申請書(様式第6号)
- ・事業所等設置奨励金の対象となる家屋および償却資産に係る申請年度の前年度の固定資産税の課税明細書の写し
- ・投下固定資産額等を証する書類
- ・事業所等に係る位置図および配置図
- ・事業所等設置奨励金の対象となる家屋および償却資産の外観を示す写真
- ・市税の滞納がないことの証明書

【別記★ 製造業(全般)】

産業分類表(中分類)

食料品製造業	プラスチック製品製造業	業務用機械器具製造業
飲料・たばこ・飼料製造業	ゴム製品製造業	電子部品・デバイス・電子回路製造業
繊維工業	なめし革・同製品・毛皮製造業	電気機械器具製造業
木材・木製品製造業(家具を除く)	窯業・土石製品製造業	情報通信機械器具製造業
家具・装備品製造業	鉄鋼業	運送用機械器具製造業
パルプ・紙・紙加工品製造業	非鉄金属製造業	その他の製造業
印刷・同関連業	金属製品製造業	
化学工業	はん用機械器具製造業	
石油製品・石炭製品製造業	生産用機械器具製造業	

雇用促進奨励金

事業所等設置奨励金が対象となる事業所等で、次の要件に該当する場合は「雇用促進奨励金」の申請ができます。初めて当該事業所等に係る固定資産税が賦課された年度の翌年度に交付します。

●交付対象

奨励金の交付対象者は、新規雇用従業員が3人以上の場合。

●交付金額

1人につき30万円。交付は1回限り、上限900万円。

「新規雇用従業員」

事業所等の設置に伴い、事業所等の操業開始日前90日から同日以後30日までの間に新たに常時雇用従業員として雇用され、以後継続して1年以上雇用されているもののうち、当該雇用の期間中において、継続して橿原市に住所を有している者。

「常時雇用従業員」

事業者が雇用期間を定めずに雇用する従業員のうち、雇用保険法第4条第1項に規定する被保険者となる者。ただし、短時間労働者の雇用管理の改善等に関する法律第2条に規定する短時間労働者を除く。

【雇用促進奨励金を受けようとするとき】※様式は、橿原市ホームページからダウンロードできます。

●雇用促進奨励金交付申請書の提出

必要なもの

- ・橿原市雇用促進奨励金交付申請書(様式第8号)
- ・新規雇用従業員の住民票の写し(当該従業員を新たに雇用した日から起算して1年を経過した日以後に交付されたもの。)およびこれらの者について1年以上継続して雇用していたことを証する書類



平成27年1月1日現在

「事業計画書」受案件数

平成24年度	4件
平成25年度	5件
平成26年度	2件

「操業開始届出書」受案件数

平成24年度	1件
平成25年度	3件
平成26年度	1件

問合せ

橿原市 都市デザイン部
企業立地推進室

〒634-8586

奈良県橿原市八木町1丁目1-18

TEL 0744-47-3545 (直通)

FAX 0744-20-1528

<http://www.city.kashihara.nara.jp>